

## ☆インフルエンザの出席停止期間について☆

**「発症後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過するまで」**です。



インフルエンザは学校感染症に指定されており、集団感染防止のため出席停止となっております。  
出席停止期間は自宅療養してください。下記の出席停止期間を確認し登校させてください。

※インフルエンザ治療証明書の提出は不要です。

例	発症日		発症後 5 日間 (出席停止期間)					発症後 5 日を経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	
発症後 1 日目に 解熱した 場合		解熱 	解熱 	解熱 	解熱 	解熱 	登校 OK 	登校 OK 	登校 OK 	
発症後 2 日目に 解熱した 場合			解熱 	解熱 	解熱 	解熱 	登校 OK 	登校 OK 	登校 OK 	
発症後 3 日目に 解熱した 場合				解熱 	解熱 	解熱 	登校 OK 	登校 OK 	登校 OK 	
発症後 4 日目に 解熱した 場合					解熱 	解熱 	登校 OK 	登校 OK 	登校 OK 	
発症後 5 日目に 解熱した 場合						解熱 	登校 OK 	登校 OK 	登校 OK 	